

令和5年度

# 学校いじめ防止基本方針

石岡市立恋瀬小学校

作成日：2014年4月1日

2023年3月31日改訂

# I いじめ防止対策のための基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

## I いじめ問題に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを深刻化する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑥ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在もある。
- ⑦ いじめは、その行為の態様により、刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ること。
- ⑧ 学校、家庭・地域、関係機関等全ての関係者全体でそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ防止に取り組むこと。

## 2 未然防止対策

道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。

### (1) 教職員の資質能力向上と共通理解

#### ① 研修の充実

児童や学級の実態を的確に見取るためには、全ての教職員の人権感覚を高めるとともに、いじめ防止対策推進法の内容を理解し、様態に応じた適切な対応ができるようにする事が大切である。そのためには、年間を通して校内研修を実施し、共通理解を図る。

#### ② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気大切である。

#### ③ 発達障害を含む、障害のある児童にかかわるいじめ防止について

教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

#### ④ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童にかかわるいじめ防止について

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う必要がある。

#### ⑤ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止について

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する必要がある。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

児童の、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに取り組むため、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みが必要である。

#### ① 児童から信頼される教職員

教職員の不適切な認識や言動によって児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長させたりすることがないように、指導には細心の注意を払う。児童の良きモデルとなり、いじめに係る情報の報告・相談が受けられるように、信頼されることが求められている。

また、児童から、いじめに係る情報の報告・相談があったときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

#### ② 全校集会や学級活動(ホームルーム活動)などでの取り組み

教員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。その際、いじめの未然防止のための授業(「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等)を実施する。

また、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

さらに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるための取り組みをする。

### ③ 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図り、いじめの未然防止のための授業を行う必要がある。

### ④ 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱い、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

## (4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。また、「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページに公開するとともに、児童や保護者に対して、年度当初や入学時に内容を説明する。

## 3 早期発見

### (1) いじめを見抜く教師の目

#### ① 児童の立場に立つ

いじめを見抜くためには、児童一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、児童の立場に立って、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守るという姿勢が大切である。

#### ② 共感的に理解する

教師は、児童の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、児童の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが大切である。

### (2) いじめ発見の手立て

#### ① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

毎月いじめに関するアンケートを実施し、教育相談月間には「心の日記」(生活アンケート)を実施して児童理解を深めるとともに、相談の資料とする。3月には、児童の変容を含めて児童の実態を次年度担任へと引き継ぐものとする。

#### ② いじめ早期発見チェックリスト

いじめを早期発見するために、児童の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

#### ③ 相談体制

定期的な教育相談(個別面談)を行うだけでなく、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用したりチャンス相談等を実施したりすることで、定期的、適時に児童から直接状況を聞く機会を必ず設け、個々の児童の状況把握を十分にいき、いじめを早期発見する相談体制を整える。必要があれば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携しながら教育相談を行う。

月に一度、職員会議の最後に「シェアタイム」を実施し、学級の気になる児童について共通理解を

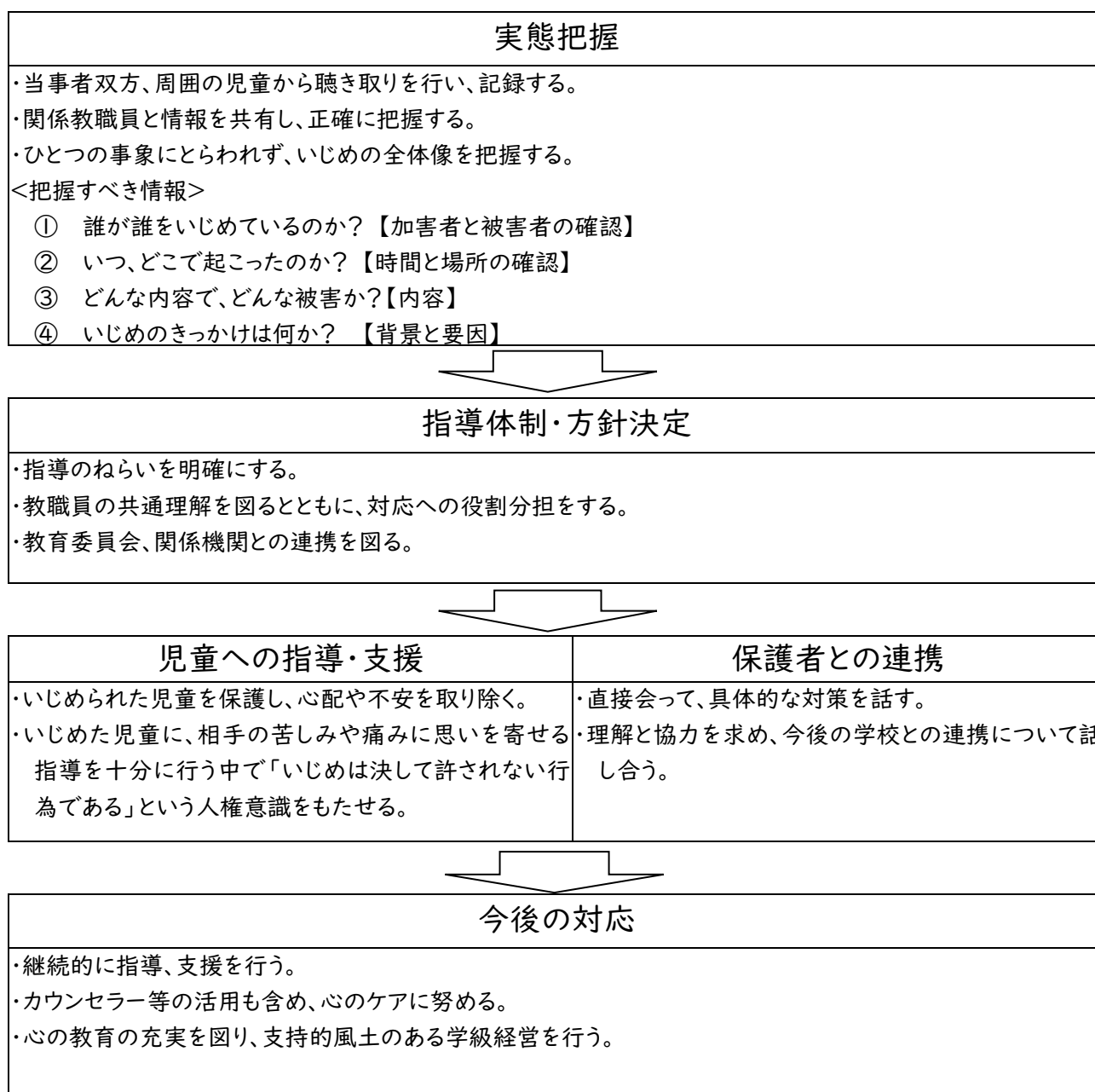
深める。また、困ったことがあったら随時相談できる体制を整え、早期発見・早期対応をする。

#### ④ 養護教諭との連携

担任や異性の教師に話すことが苦手な児童にとっては、養護教諭の存在が大変大きい。児童の登校時から休み時間、清掃時、下校まで要観察児童はもちろん、すべての児童について様子を見ることが出来る。随時、児童とのコミュニケーションを図ることで、微妙な児童の変化を見逃さない。早期発見・早期対応の要となる。

### 4 早期対応

#### (1) いじめ対応の基本的な流れ



#### (2) いじめ対応の留意点

##### ① いじめられた側への対応

###### 児童に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。

- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

#### 保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

### ② いじめた側への対応

#### 児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

#### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

### ③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## 5 重大事態とその対処

重大事態の判断について、以下の事項を徹底する。

- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。
  - ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ※ 被害児童や保護者からの申立ては、学校が把握してない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

学校又は設置者が、いじめがあったと確認していなくとも、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ったりすることもあり得る。欠席の日数が30日になった時点で、重大事態であると判断し、対応を始めるとなると、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧される。このため、一定期間連続で欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する必要がある。

重大事態が発生した場合の報告等については、法等において以下の流れが示されている。

**発生報告【法第30条第1項】**

- ・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。

**調査【法第28条第1項】**

- ・当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

**情報提供【法第28条第2項】**

- ・当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

**調査結果報告【基本方針p39】【ガイドラインp12】**

- ・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
- ・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

**再調査【法第30条第2項】**

- ・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

**再調査報告【法第30条第3項】**

- ・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

**6 学校外のいじめの対応**

**(1) インターネット上のいじめとは**

インターネットや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を、インターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだりラインやメールでやりとりしたりし、いじめを行うもの。

<p>名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇メール・チェーンメール</li> <li>◇ブログ・プロフィールサイト</li> <li>◇学校非公式サイト(学校裏サイト)</li> <li>◇SNS(ソーシャルネットワーキングサービスの略)</li> <li>◇LINE</li> <li>◇動画共有サイト</li> </ul>
<p>具体例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。</li> <li>◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。</li> <li>◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。</li> <li>◆インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画を消去することは極めて困難である。</li> <li>◆一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域社会に多大な被害を与える可能性がある。</li> <li>◆インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。</li> </ul>

## (2) 未然防止のために

### ① 児童に情報モラル教育(デジタルシティズンシップ)を身に付けさせるための教育を充実する。

#### 児童への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事。
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

### ② 保護者と共通理解を図る。

#### 保護者会等で伝えたいこと

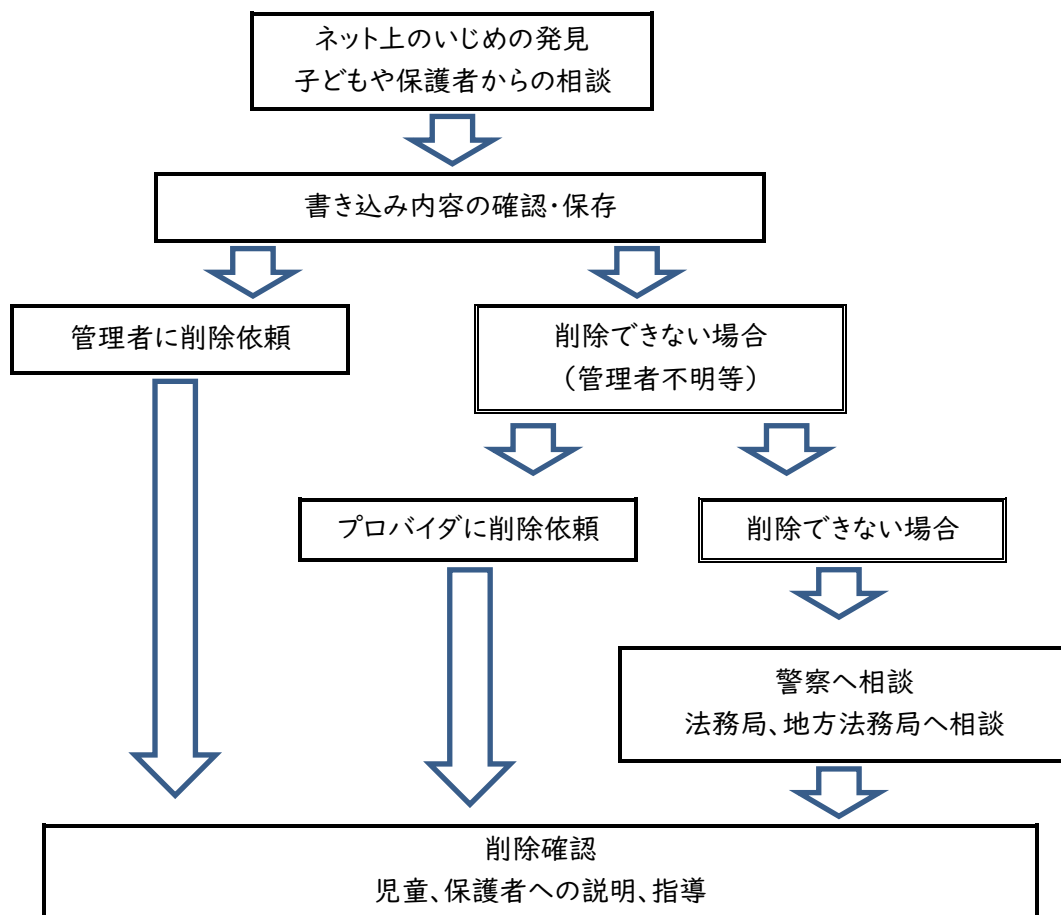
- 児童のオンラインゲーム機器や携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に加害者にも被害者にもなりうるという認識をもつこと。
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること。
- クロームブックは、学習用品として使用するため、それ以外の目的では使用させないこと。

## (3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。



<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

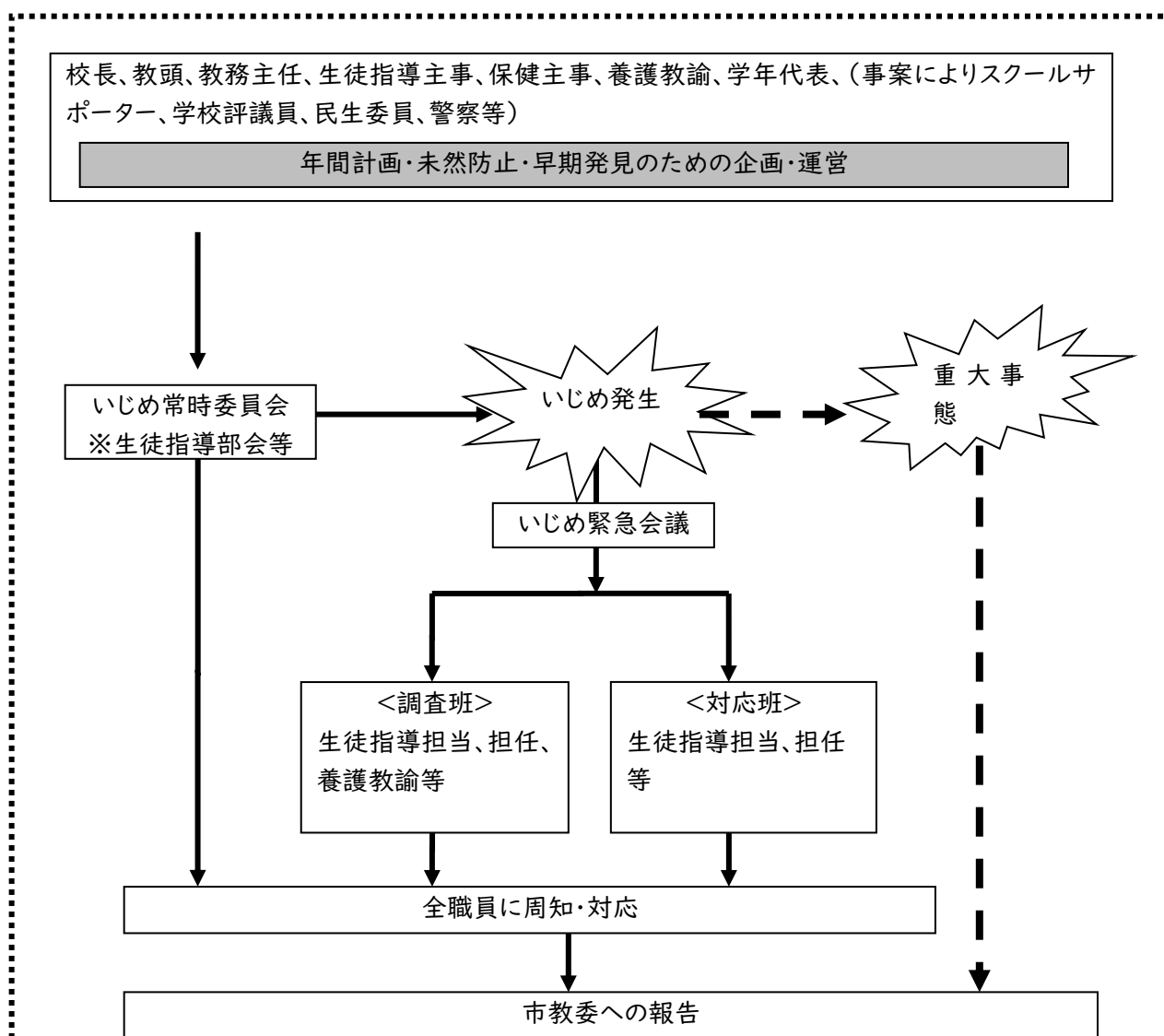
- ・プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

## Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

### Ⅰ いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年代表を中心に、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

#### <いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

## 2 いじめ防止指導計画

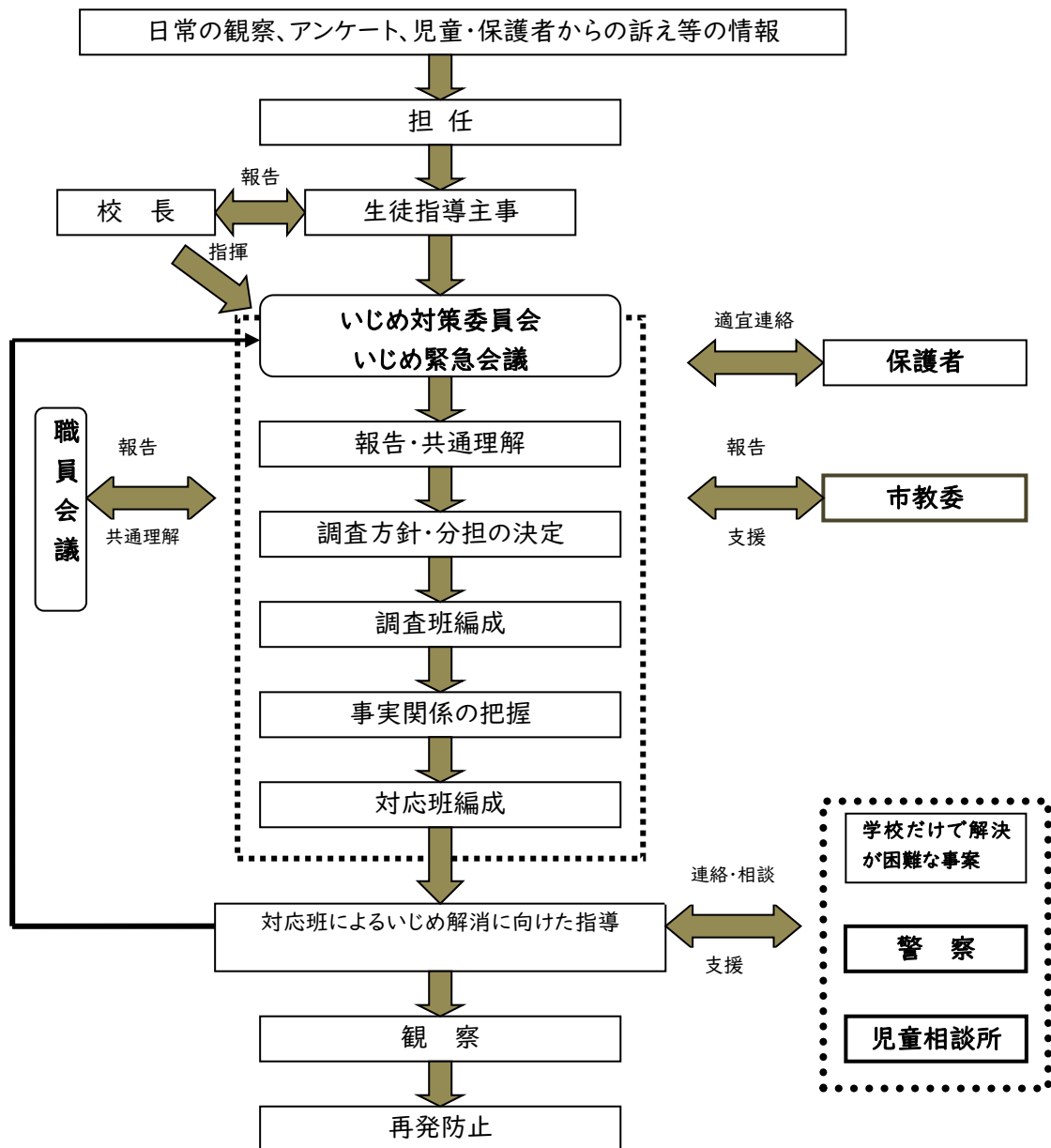
いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画>

月	通年	主な学校行事	年間指導計画		
			職員会議・研修等	未然防止	早期発見
4	いじめ常時委員会、職員会議(情報共有)、いじめ緊急会議(事案発生時)、市教委報告	○職員会議(方針、指導計画 職員への周知) ○授業参観・PTA総会 ○家庭確認	○いじめ対策委員会(方針、指導計画)	○情報モラル教育・保護者—PTA 総会、学年懇談会時に ・児童—学年毎に毎月実施	○いじめについての調査
5		○各学年 遠足 ○陸上記録会 ○宿泊学習	○シェアタイム 月1回職員会議後実施	○SST の実施(コミュニケーションスキル)	○いじめについての調査
6		○いじめゼロ宣言集会 ○授業参観 ○学年懇談会	○生徒指導研修の実施	○いじめゼロ宣言(各学年で発表) ○SST の実施(コミュニケーションスキル)	○教育相談 ○いじめについての調査
7		○あいさつ運動 ○人権集会		○人権宣言 ○保護者への啓発活動	○いじめについての調査 ○保護者アンケート
8			○生徒指導研修の実施	○人権メッセージ作成	
9			○いじめ対策委員会(情報共有)	○SST の実施(コミュニケーションスキル)	○いじめについての調査
10		○運動会 ○芸術鑑賞会	○生徒指導研修の実施		○いじめについての調査
11		○あいさつ運動		○SST の実施(コミュニケーションスキル)	○いじめについての調査
12		○授業参観 ○学年懇談会 ○人権教育研修会 ○持久走記録会 ○希望者個別面談	○生徒指導研修の実施	○保護者への啓発活動	○教育相談 ○いじめについての調査
1		○新入生保護者説明会		○SST の実施(コミュニケーションスキル)	○いじめについての調査 ○保護者アンケート
2		○縄跳び集会 ○学年末 PTA	○いじめ対策委員会(次年度の課題把握)	○保護者への啓発活動	○いじめについての調査
3		○卒業式 ○修了式			

### 3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

# 重大事態対応フロー図

